

和歌山市就労移行支援利用者交通費助成事業の概要

1 事業の内容

就労移行支援事業所に通所する障害者に対し、当該通所に要した費用の一部を助成します。

2 支援の内容

居住地から事業所までの通所にかかる交通費の2分の1の額（上限額2,500円）を助成します。

ただし、障害者割引の適用を受けることができる場合又は他の制度等により交通費の助成が行われている場合は、その額を控除します。

3 対象者

公共交通機関（鉄道又はバス）を利用し、就労移行支援事業所に、通所している障害者の方（片道2キロメートル以上）が対象です。

4 申請の手続き

(1) 提出書類

- ・申請書
- ・通所経路の分かる書類

(2) 提出期日

4月分から9月分については、10月10日までに
10月分から3月分については、4月10日までに
提出してください。